

## 事業主の皆さまへ

### 給与支払報告書の期限内提出に

#### ご協力ください

平成30年分の給与支払報告書の提出期限は1月31日(木)となっておりま。

記入上の留意点についても掲載いたしますので、ご確認いただき、期限内の提出にご協力ください。

#### 【記入上の留意事項】

- ① 総括表へ法人番号(法人番号のない個人事業主の方は個人番号)を記入してください。
- ② 給与支払報告書には受給者の氏名・フリガナ・生年月日・個人番号を必ず記入してください。
- ③ 受給者の住所欄は、平成31年1月1日(退職者の場合は退職時)現在で住民票のある所、または居所(生活の本拠地)の住所を記入してください。アパート等に居住の場合はアパート名等も明記してください。
- ④ 平成30年中に就職した方で、前職分も含めて年末調整を行った場合は、前職分の支給額等を摘要欄に必ず記載してください。
- ⑤ 控除対象配偶者欄・控除対象扶養親族欄には、控除対象配偶者および控除対象扶養親族の氏名、フリガナ、個人番号を必ず記載してください。
- ⑥ 16歳未満の扶養親族(年少扶養)は所得税の控除対象ではありませんが、町県民税では扶養親族の人数により税額が変わる場合があります。該当者がいる場合は16歳未満の扶養親族欄に氏名、フリガナ、個人番号を必ず記載してください。
- ⑦ 生命保険料控除について、新旧の別や保険の種類により控除額が異なりますので、給与支払報告書に支払額の内訳を必ず記載してください。

額等を摘要欄に必ず記載してください。

記載がない場合は、本人または事業所に宛てて調査が実施される場合があります。

16歳未満の扶養親族(年少扶養)は所得税の控除対象ではありませんが、町県民税では扶養親族の人数により税額が変わる場合があります。該当者がいる場合は16歳未満の扶養親族欄に氏名、フリガナ、個人番号を必ず記載してください。

生命保険料控除について、新旧の別や保険の種類により控除額が異なりますので、給与支払報告書に支払額の内訳を必ず記載してください。

#### ⑧ 住宅ローン控除のある方は、

住宅借入金等特別控除の額の内訳欄の「住宅借入金等特別控除可能額」および「居住開始年月日」を必ず記載してください。また、特定取得に該当する場合は区分に「特」と記載を加えてください。

※平成30年度から長野県ではすべての事業主の皆さまに「特別徴収」(給与天引き)の実施をお願いしています。「普通徴収」(個人で納入)となる場合は「普通徴収切替理由書兼任仕切紙」を記入し、提出してください。

普通徴収切替理由書兼任仕切紙の提出が無く、徴収区分が不明瞭の場合は原則どおり特別徴収とさせていただきますのでご承知おきください。

普通徴収切替理由書の請求や給与支払報告書の記入にあたり、不明な点などありましたら、お問い合わせください。

#### 問い合わせ先

税務課住民税係(32)3126

## 確定申告に向け、利用者識別番号(ID)を取得してください

平成30年分の確定申告から、役場で受け付けをした確定申告は、データで税務署へ提出することとなります。

先月号の広報やまゆりでも掲載しましたが、役場で確定申告をされる予定の方も利用者識別番号(ID・パスワード)を取得していただくこととなります。

利用者識別番号(ID・パスワード)は12月中旬に税務署でお手続きいただくか、申告期間中に役場申告会場で取得していただくようになります。

こちらの場合にも申告者ご本人を確認できる運転免許証などの書類が必要となります。

ご不明な点や詳細については国税庁のホームページ

ページをご覧ください。税務課または佐久税務署へお問い合わせください。ホームページURL <http://www.e-tax.nta.go.jp/todokedesho/kaini3.htm> または【国税庁 利用者識別番号 取得】で検索してください。

#### 問い合わせ先

税務課住民税係 (32)3126

佐久税務署 (個人課税第一部門) 0267(67)3462 (直通)

0267(67)3460 (代表)



# 「税についての作文」入選作品の紹介

問い合わせ先  
税務課住民税係

(32) 3126

佐久納税貯蓄組合連合会が中学生から作文を募集して実施した「税についての作文コンクール」で御代田中学校2年の武井咲良さんの作品が「御代田町長賞」を受賞しました。

この作品は佐久管内の中学校のうち、17校、539編の応募の中から選ばれたものです。



表彰状を受け取る武井咲良さん



## 「税の大切さ」

御代田町立御代田中学校二年 武井 咲良

税金とは、どのようなものなのか、なんのためにあるのか。税金は、国を支えるお金です。その中でも、たびたびこの様な声が聞こえてきます。例えば「税金なんかいらぬだ。」「お金の無駄だ。」と言った声。聞いた声に納得してしまいうことがあります。きっとそれらを言っている人達は、まだ税金のことについて知らないと思います。

税金とは、どのようなものなのか、なんのためにあるのか。税金は、国を支えるお金です。その中でも、たびたびこの様な声が聞こえてきます。例えば「税金なんかいらぬだ。」「お金の無駄だ。」と言った声。聞いた声に納得してしまいうことがあります。きっとそれらを言っている人達は、まだ税金のことについて知らないと思います。

通っていた道路は、まったく整備されていなかったり有料になっていくはずです。そして、今は、地域の方々が、雑草など整備してくれてきれいだと思えますが、税金がなくなると、草を刈るにも、お金がかかってしまい、草がたくさん生えてしまい一面草だらけになってしまいます。図書館の本も教科書もすべてお金がかかり、大変だと思えます。このように、いままで普通に生活をしていて、消費税のせいで、不便に思ってしまうことが日常生活の中で誰しも一回は、あると思えます。しかし、税金がなければ、道路も普通に歩けない、周りの草も沢山生えて整備がされない、と言ったように税金は、とても大切なものなのです。皆さんがもし、税金があることで不便に思うことがあったら、税金がなかったら、と想像してみてください。きっと税の大切さや、意味がわかると思えます。